

求人受理後、求人者に求職者を紹介
するサービス

【職業紹介サービス】

成功報酬

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内
定書や労働条件通知書等に記載されている額）の
40%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間
が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われ
る賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されて
いる額）の

40%

手数料負担者は 求人者 とします。